

平成25年度行財政局運営の総括表

基本方針・重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
積極果敢な行財政改革の推進	1 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の推進	京プラン実施計画の改革編に掲げた取組の着実な推進		改革編に掲げた具体的取組(136項目)の進捗状況(平成26年3月末時点) ・「実施済み又は実施中」…115 ・「一部を除き〔実施済み又は実施中〕」…16 ・「実施準備段階」…4 ・「企画構想段階」…1		経営改革課
	2 財政健全化の推進	京プラン実施計画の財政運営の目標に基づく予算編成等		(25年度決算) ・国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く実質市債残高について、実施計画に定めた目標(27年度までに22年度末から5%以上縮減)を全会計、一般会計とも、3年間で達成(26年度予算編成) ・財政運営の目標を遵守し、さらに、公営企業に対する繰出金の削減等も含め、中期財政収支見直しにおける目標を大幅に上回る107億円に上る財源を捻出 ・徹底した行財政改革の断行の結果、「特別の財源対策」の必要額は、実施計画に定めた目標の概ね100億円に対し、その半分以下の47億円にまで圧縮		財政課
	3 保有資産のより一層の有効活用	・資産の総点検の実施(資産の分類及び資産情報の公開) ・資産活用ネットワークの運用による資産情報の集約・共有・マッチングの推進 ・市民等提案制度の利用促進に向けた積極的な広報の展開		・資産の総点検を実施し、活用方向性に応じて市有地を分類し、活用検討の対象となる市有地について、詳細情報(現況、位置図等)を公開(平成26年3月) ・土地等の情報を一元的に集約する資産活用ネットワークの運用を開始(4月)。庁内イントラネットの活用等によって土地需給情報の集約・共有・マッチングを推進 ・市民等提案制度について、ホームページ、チラシを活用し、積極的な広報を展開。市民等からの提案に基づくネーミングライツ事業を実施		
	4 効果的かつ効率的な債権回収の推進	・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施 ・弁護士や認定司法書士等を活用した債権回収の更なる推進 ・「債権管理条例(仮称)」の検討		・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施【研修受講者数(延べ人数)490人】 ・母子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収困難ケースの債権回収業務の弁護士法人への委託を本格実施 ・債権管理条例を制定している他都市の状況等を調査		財産活用促進課
	5 市有建築物の最適維持管理(アセット・マネジメント)の推進	・「市有建築物最適維持管理計画(仮称)」の骨子づくり ・市有建築物に関する既存情報の分析 ・市有建築物の全体像、コスト等に係る情報や計画策定に向けた取組状況等の適切でわかりやすい公表	・京プラン ・京プラン実施計画	・公共築物の既存情報を整理・分析したうえで、公共土木施設も含めた、公共施設全般に係る「京都市公共施設マネジメント基本方針」を策定(平成26年3月) ・当該基本方針をホームページ上に掲載するとともに、区役所、図書館などの主要な公共施設における概要版の配架など、市民に対して広く周知		
	6 外郭団体改革の推進	・外郭団体のあり方の抜本的な見直し ・経営のさらなる自立化の推進		・「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の検討 平成26年4月時点での状況 自律化 : 7団体 存続 : 11団体 解散 : 2団体 引き続き検討: 11団体 ・補助金の削減 △25百万円(25年度当初予算比) ・派遣職員の削減 △9人(25年度当初比)		経営改革課

基本方針・重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
7	土地開発公社の解散に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公社業務の限定（今後、公共用地の先行取得を行わないこと及び本市と本市以外の者への保有地の売却） 公社債の発行による金利負担の圧縮 人件費の削減などによる公社の管理経費の極小化 公社保有地の縮減等に係る進ちょく状況等の市会報告及び市ホームページでの公開 		<ul style="list-style-type: none"> 公共用地の先行取得は行わず、縮減計画を約9.6億円上回る約20.8億円の保有地の売却及び評価換えを実施 保有地売却による借入金の減少及び低利の公社債を中心とした資金調達への見直しにより、金利負担を圧縮（4月） 役員体制の見直しや本市職員の派遣廃止など人件費削減（4月）と公社執務室の閉鎖（6月）により、管理経費を大幅に削減 公社保有地の縮減等に係る進ちょく状況等の市会報告（4月）及び市ホームページでの公開（随時） 		財産活用促進課
8	事務事業評価の実施及び更なる改善	より分かりやすく、使いやすい評価制度を目指した、評価方法の改善		<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の「総点検」等による指標及び目標値の適正化、目標達成度評価における評価ルールの見直し等、評価方法を改善 		経営改革課
9	市税軽減措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の軽減措置や個々の固定資産税の減免措置などについて、更なる見直しを検討 市税の軽減措置の見直し等を進めるための仕組みづくりを検討 		<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の軽減措置や個々の固定資産税の減免措置の見直しを検討 		税制課
10	課税自主権の活用	「森林環境税」の導入の検討など課税自主権の活用に関する取組の推進		<ul style="list-style-type: none"> 「森林環境税」の導入の検討 		
11	税務事務の効率的な執行体制の確立	税務事務の集約化等さらなる効率的な執行体制の確立に向けた検討を進める。		<ul style="list-style-type: none"> 効率的な執行体制の確立に向けた検討の推進 		

基本方針・重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
積極果敢な 行財政改革の 推進	12 部門別定員管理計画に基づく職員数の更なる適正化の推進	部門別定員管理計画に掲げる方針を着実に推進することにより、行政部門ごとのメリハリをつけた効率的な執行体制を確立し、更なる職員数の適正化を推進	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 産業技術研究所の地方独立行政法人化、公営保育所の民間移管、嵯峨出張所の廃止、派遣職員の引き上げ等により減員を実施（平成26年4月） 京都市立芸術大学の整備移転構想の策定、子ども・子育て支援新制度対応、防災減災対策等のための増員を実施（平成26年4月） 		人事課
	13 組織改革の推進	限られた行政資源を最大限に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を進めることにより、多様な市民ニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供できる体制を構築		<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ減量推進課」を設置 「廃棄物指導課」を設置 「総合政策室」を設置 「リニア誘致推進室」を設置 「産業戦略部」を設置 「まち再生・創造推進室」を設置 「土木管理課」を設置 「橋りょう健全推進課」を設置 「自転車政策推進室」を設置 「用地課」を設置 「みどり政策推進室」を設置（平成26年4月） 		
	14 入札・契約制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大や、適正な労働条件の確保に加えて、「環境にやさしい都市づくり」など多様な社会的価値の実現を総合的に目指す、公契約に関する基本条例の制定に取り組みます。 企業の経営環境、労働条件の悪化や京都経済に影響を及ぼすダンピング防止のため、入札・契約制度の改革に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 京プラン 京プラン実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> 公契約基本条例内検討会議及びワーキンググループでの条例制定に向けた検討 先行する他都市への調査の実施 本市の競争入札参加有資格者を対象としたアンケート調査の実施、結果報告書の公表 学識経験者、業界団体からの意見聴取 最低制限価格制度の適用範囲の拡大等の入札制度の抜本的改革・運用改善 		
職員力・組織力の更なる向上	15 京都市職員力・組織力向上プランの推進	「京都市職員力・組織力向上プラン」に掲げた取組を実施スケジュールに基づき、着実に実施	京都市職員力・組織力向上プラン	「京都市職員力・組織力向上プラン」に掲げる取組のうち、継続項目も含め、全48項目中39項目について実施中又は一部実施中		人材育成推進室 人事課
	16 全庁“きょうかん”実践運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ハートミーティング」の定期的な開催等による、職員の組織との一体感の醸成 「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施等による、職員相互の連帯感の強化 「きょうかんレポート」を四半期ごとに発信し、職員の仕事への誇りを高める。 「市民対応アドバイザー」による職場の巡視等による、市民対応や窓口サービスの一層の向上 市民で構成する「職場探見チーム」による職場見学や職員との意見交換等を通しての業務の改善 	—	<ul style="list-style-type: none"> 「ハートミーティング」の実施（7回） 「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施（510件） 「きょうかんレポート」の発信（4回） 「市民対応アドバイザー」による、区役所・支所へ配属された新規採用職員の視察（113名） 「職場探見チーム」の実施（25職場） 		人材育成推進室
	17 職員研修の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 都市経営改革研修、改革・創造を目指すリーダー研修等の改革・創造研修の実施 OJTサポート制度研修、新任管理監督職員研修等、管理職等職員への重点的な研修の実施 若手職員や女性職員向けのキャリアプラン研修等の実施 	京都市職員研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 課長級職員を対象とした市役所の将来を担うリーダーの養成、管理監督職のマネジメント能力の強化を図る研修、業務に関わる基礎的な知識・技術を習得する研修等の実施 人事評価制度と連携した研修の実施により、人事管理と職員研修の一体化を推進 「京都市職員力・組織力向上プラン」を踏まえ、「平成26年度京都市職員研修実施計画」を策定 職員が主体的に自らの能力開発に取り組めるよう「キャリアプラン」研修を実施。 		

基本方針・重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
18	コンプライアンスの推進	各職場における服務管理及び業務の運用状況の再点検を実施し、また、研修等あらゆる機会を捉え、全ての職員に、法令を確実に遵守することはもとより、職員としての規範意識を常に持ち、創造的・主体的に職務に当たることを徹底します。	京都市職員コンプライアンス推進指針	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間（7月31日～9月30日）の取組として、チェックシートに基づく所属長による職場管理に関する点検及び各職員による日常業務に関する点検、職場ミーティング、コンプライアンスに関する集合研修及び外郭団体における情報セキュリティ対策に関する取組状況の点検を実施 ・「監察監」を新設するとともに、「統括監察員」に専任の部長級職員を配置するなど、監察体制を強化（9月実施） ・庁内全職場を対象に巡察を実施（9月から実施） ※平成26年3月末時点：98箇所実施済み。 <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体に対して、監察体制の整備やコンプライアンスの推進に係る指針の策定等について取り組むよう指導（11月実施） 		コンプライアンス推進室
	19 時間外勤務の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の時間外勤務時間数の縮減（前年度比） ・年間720時間を超える時間外勤務を行う職員の解消 	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市時間外勤務縮減対策本部会議」の開催（4月） ・過重労働対策に関する研修会の実施（8月、9月） ・平成25年8月末時点においては、市全体の時間外勤務時間数及び1月当たり平均60時間を超える時間外勤務を行う職員数ともに減少傾向であった。同年9月以降、台風18号による災害対策関連業務等により時間外勤務が増加し、平成25年度の状況は、以下のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の時間外勤務時間数 4.7%増加（平成24年度比） ○ 年間720時間を超える時間外勤務を行う職員数11名増加（24年度：36名→25年度：47名） 		給与課

基本方針・重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
防災危機管理対策の充実	20 地域防災計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域防災計画原子力災害対策編に基づき、事前対策及び応急対策等の総合的な原子力防災対策を推進 ・大規模災害時に帰宅が帰宅となる観光客等の避難誘導等を円滑に実施するため、地区避難誘導計画を策定するとともに、観光客等への情報伝達、避難誘導等の支援のための事業を実施 ・大規模災害時に避難所を地域住民自ら開設、運営できるよう、市内のすべての避難所ごとに運営マニュアルを平成26年度までの2箇年で策定 	京プラン実施計画	<p>【原子力防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時におけるモニタリングの実施及び結果の公表（HP掲載） 《大気（空間放射線）モニタリング》 市内5箇所です定期的に測定を実施（週1回） 《農産物モニタリング》 農産物の放射能検査を定期的に実施（月1回） 《水道水モニタリング》 水道原水等の放射能検査を定期的に実施（水道事業：月1回、地域水道事業：3箇月に1回） 《河川水及び底質土モニタリング》 6河川7地点で河川水及び底質土の放射能検査を実施（8月） ○モニタリング用測定機器の充実（9月） ○市民への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会「地域防災計画及び原子力防災について」実施（7月，8月） ・原子力防災に関する講習会実施（11月） ○情報伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・UPZの地域における情報伝達の基礎調査（9月） ・UPZの地域内の避難集合場所への衛星携帯電話の設置（12月） ○原子力防災訓練の実施 原子力災害を想定した訓練及び防災に関する講習会の実施（右京区のUPZの地域で実施（11月）） ○防災業務従事者の安全確保のための線量計及び防護服の整備（3月） ○内部被ばく防護のための安定ヨウ素剤（15,000人分）の備蓄（3月） <p>【観光客等帰宅困難者対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光客が多く集まる「清水・祇園地域」及び「嵯峨・嵐山地域」の2地域において、地元団体、寺院・神社、商店街、観光施設等の参画を得て「地域帰宅困難者観光地対策協議会」を設置、開催（第1回：6月，第2回：8月） ○観光客等帰宅困難者対策における「緊急避難広場」及び「一時滞在施設」の指定並びに「避難誘導」に関する協定を、清水・祇園地域、嵯峨・嵐山地域及び京都駅周辺地域等の寺院・神社、宿泊施設、鉄道事業者、商店街等と締結（累計：緊急避難広場30箇所、一時滞在施設134箇所、避難誘導協力21団体）（11月，3月） ○清水・祇園地域及び嵯峨・嵐山地域帰宅困難観光客避難誘導計画を策定（12月） ○電柱、市街灯及び既設のアップグレード観光案内標識への避難誘導標識の設置・掲載（3月） ○既設の観光案内図板への「緊急避難広場」の掲載（3月） ○観光客等帰宅困難者対策に係る災害時優先情報提供サイト「京都市・帰宅支援サイト」の開設（3月） ○「災害時帰宅困難者ガイドマップ」の発行（3月） <p>【避難所運営マニュアルの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全避難所418箇所のうち180箇所策定済み（平成26年3月末） 		
	21 大規模災害用備蓄物資等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営用備蓄器材等の整備 ・避難所生活のプライバシー保護対策の強化 ・備蓄食料、飲料水の充実 ・毛布の備蓄 		<p>【避難所運営用備蓄器材等の整備及び避難所生活のプライバシー保護対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内全避難所（418箇所）に非常用発電機、屋内用間仕切りテント等を整備 <p>【備蓄食料、飲料水の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アルファ化米（73,500食）の購入（8月） ○粉ミルク（2,364缶）の購入（10月） ○新たな備蓄物資として、飲料水（500ml入りボトル缶 150,000本）の購入（3月） <p>【毛布の備蓄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易毛布（アルミブランケット 10,000枚）の購入（3月） 		

防災危機管理室

基本方針・ 重点方針	平成25年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
重点 その他 取組	22 市庁舎整備の推進	「市庁舎整備基本構想」を基に、具体的な整備規模、整備スケジュール、整備手法等を盛り込んだ「市庁舎整備基本計画」の策定	・京プラン ・京プラン実施計画	・平成25年3月に策定した「市庁舎整備基本構想」を基に、具体的な整備規模、整備スケジュール、整備手法等を盛り込んだ「市庁舎整備基本計画」を策定（3月）		総務課
	23 芸術大学の移転整備に係る検討	京都市立芸術大学について、施設の老朽化などの課題を解消するとともに、産業界や他大学などとの連携を促進し、世界に冠たる芸術大学として一層、飛躍することを目指し、市内中心部への移転整備に係る検討を行います。		・芸術大学からの要望を踏まえ、移転整備に係る庁内検討会議を実施（4月～） ・芸術大学を京都駅東の崇仁地域に移転整備する方針を発表（1月）		総務課
	24 地籍調査事業の推進	上京区出水区をモデル地区として、平成23年度から実施の地籍調査事業について、同学区のうち、丸太町通以南の区域において、民有地などの一筆ごとの土地について境界の確認などを行う一筆地調査を実施する。	-	【一筆地調査の実施】 上京区出水区（0.48k㎡）をモデル地区として平成23年度から地籍調査事業に着手。25年度は、出水区のうち丸太町通以南の区域（0.16k㎡）を対象に、民有地等の一筆毎の土地について、隣接する土地所有者と立会の上で境界を確認し、測量を行い、その成果を地図及び簿冊に取りまとめる「一筆地調査」を実施中。 関係土地所有者等との調整に予想外の期間を要したこと等により、年度内完了が困難となったことから、完了予定期間を延長し、26年度も継続して事業を実施中。 ○地元説明会 延べ6回実施（11月） ○土地所有者との現地立会・測量（12月～ 実施中） ・全体筆数 約970筆 ・関係土地所有者数 約1250名 ・立会通知書送付数 約1,000通（26年3月末時点）		財産活用 促進課